

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>テレビ番組の放送・制作 県議会常任委員会の県内視察の模様を委員のインタビューを交えながら紹介するテレビ番組の放送・制作</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(1) 県下全域をカバーするテレビ放送であること 本番組は、議会活動の一部をテレビを通じて広く県民に広報することを目的とすることから、県下全域をカバーする放送基盤が必要。</p> <p>(2) 番組編成の自由度が高いこと (株)岐阜放送は、在京キー局のネットワークに属さない独立放送局であるため、番組編成について自由度が高く、広報にあたり、より効果的な時間帯の放送枠が確保できる。</p> <p>(3) 県内全域を網羅した機動力ある取材力と県政全般にわたる豊富な蓄積情報を有すること 県施策を十分に理解した上で、県議会と地域や県民生活への関わりを発信するということを踏まえると、(株)岐阜放送の持つ、県内全域のネットワークを活用した機動力ある取材能力と、これまでに培った地域及び県施策に精通した企画力、また、有形無形の豊富な蓄積情報の活用が必要となる。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。